

平成29年8月4日
水管理・国土保全局水政課

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、8月4日付で一級河川の新規の指定及び指定の変更を行いました。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行います。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令（河川法施行令第1条の2）で指定したもの

今回は、ダム整備の影響が及ぶ区間の変更や、放水路等の河川整備の進捗に伴い、6月27日の社会資本整備審議会河川分科会（第54回）での審議等を経て、8月4日付で一級河川の新規の指定及び指定の変更を行いました。

なお、今回新たに指定された一級河川のうち、県知事が管理の一部を行う区間について、河川法第9条第2項に基づき国土交通大臣が指定を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	都道府県名	区分	県管理
① 石狩川	奔別川	北海道（三笠市）	変更（延長減）	—
② 淀川	大津放水路	滋賀県（大津市）	新規	○
③ "	盛越川	"	変更（延長増）	○
④ 那賀川	大津田川	徳島県（阿南市）	変更（延長増）	○

【今回の一級河川指定等を行った後の河川数及び河川延長】

- ・河川数 14,066河川（14,065河川）
 - ・河川延長 88,096.2km（88,095.0km）
- ※（ ）内は平成28年7月時点の一級河川指定状況

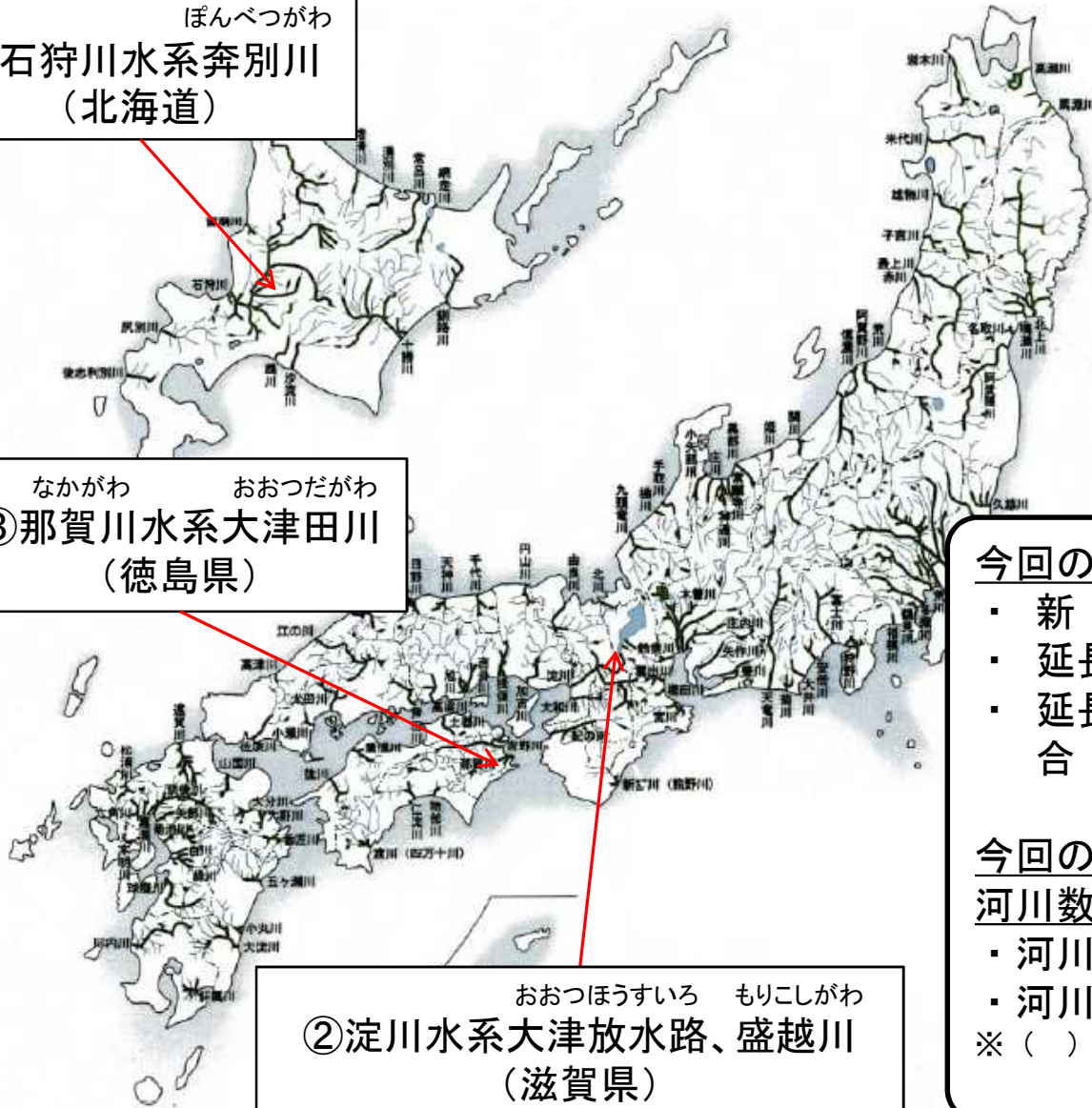
問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局水政課	課長補佐 菊地 係長 宮本
T E L	03-5253-8111 内線35-222、35-223
直 通	03-5253-8439
F A X	03-5253-1601

一級河川指定等の全国位置図

ぼんべつがわ
①石狩川水系奔別川
(北海道)

なかがわ おおつだがわ
③那賀川水系大津田川
(徳島県)

おおつほうすいろ もりこしがわ
②淀川水系大津放水路、盛越川
(滋賀県)



今回の一級河川指定等

・新規	1河川	2.4 km
・延長増	2河川	0.7 km
・延長減	1河川	△1.9 km
合計	4河川	1.2 km

今回の一級河川指定等を行った後の河川数及び河川延長

・河川数	14,066河川 (14,065河川)
・河川延長	88,096.2km (88,095.0km)

※ () 内は平成28年7月時点の一級河川指定状況

一級河川指定等一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	石狩川	ぼんべつがわ 奔別川	北海道 (三笠市)	変更 (延長減)	延長減 1.9km (7.6km)	洪水への対応を行うため、三笠ぼんべつダム建設が計画されており、平成30年度より本体工事を進めるにあたり、堤体の高さが当初の計画より25m低くなった。 これにより、今後建設されるダムの影響(河川水位の下降)が及ぶ河川の区間が確定したため、一級河川の指定の変更(延長減)を行う。	—
②	淀川	おおつほうすいろ 大津放水路	滋賀県 (大津市)	新規	新規 2.4km (2.4km)	大津市街地の洪水被害を軽減させるため、大津放水路事業により大津市南部を流れる小河川の洪水を中流部で放水路へ流し込むための放水路整備が行われ、平成17年度にⅠ期区間が完成した。	○
		もりこしがわ 盛越川		変更 (延長増)	延長増 0.5km (2.3km)	上流部のⅡ期区間の整備・完成を待つ河川指定を行う予定であったが、平成21年に「淀川水系河川整備計画」において、当面Ⅱ期区間の整備を実施しないこととしたことから、Ⅰ期区間を先行して河川指定を行うべく施工した国と管理者の滋賀県で調整を開始し、平成28年度に調整が完了したため、大津放水路の河川指定を行う。 また、大津放水路と一体管理を行う必要があることから、盛越川を大津放水路の分水地点まで河川指定の変更(延長増)を行う。	○
③	那賀川	おおつだがわ 大津田川	徳島県 (阿南市)	変更 (延長増)	延長増 0.2km (1.4km)	頻繁に大津田川流域において甚大な被害が発生していることから、昭和42年に一級河川の指定を行い、大津田川総合流域防災事業により下流部から順に河床掘削、護岸改修等が行われてきたが、平成29年度より河床掘削、護岸改良等を行う上流部について、一級河川の指定の変更(延長増)を行う。	○

注) 「指定等の延長」欄の下段()書は、今回の指定等を反映した延長である。

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）